

令和2年4月10日

保護者 様

袋井市教育委員会学校教育課長

新型コロナウイルス感染防止に伴う市内小中学校の臨時休業について

日頃、本市の教育活動に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

さて、全国の新型コロナウイルス感染症の発生拡大が続いています。本市においては、現在、感染者、濃厚接触者は出ていませんが、緊急事態宣言の発令を受けての児童生徒の健康や安全を第一に考え、下記のとおり市内全小中学校を臨時休業とします。

なお、児童生徒の臨時休業期間中の過ごし方については、自宅で過ごすことを基本とし、人の集まる場所への外出は避けるよう、各家庭でのお声掛けをお願いします。

記

1 臨時休業期間

4月14日（火）から4月26日（日）まで臨時休業とします。

※臨時休業期間は、状況によって変更があり得るものとします。

2 給食

4月13日（月）まで実施し、臨時休業中は中止とします。

3 休業中の登校日

児童生徒の生活や学習状況の把握のため、各校で感染予防に十分配慮した上で、登校日を設定することがあります。登校時には検温を記録し、学校へ提出してください。

4 部活動（中学校）

臨時休業中は中止とします。

5 学校における自習対応について

保護者が仕事を休めないため、自宅等で過ごすことができない児童に対しては、小学校において放課後児童クラブまでの時間、学校で自習ができるようにします。（※別紙参照）

6 家庭での過ごし方等について留意していただきたいこと

○感染予防のため、自宅で過ごすことを基本とし、規則正しい生活に心掛けること

○健康保持、ストレス発散の観点から、感染予防に十分配慮した上で、運動を行うよう心掛けること。ただし、軽い風邪症状（のどの痛みだけ、咳だけなど）がある場合は控えること。

○自宅においても、咳エチケットや手洗い等の感染予防対策を行うこと。

○保護者不在時における訪問者への対応の仕方を決めておくこと。

○御家族の中に、感染が拡大している地域へ出掛けたり、地域から戻ってきたりした人がいる場合は、2週間をめぐり御家庭を含めた他の人と「密接」「密集」「密閉」の中で接することは避けること。

※上記は4月9日時点における方針であり、今後の状況によって変わる可能性があります。

担当 学校教育課

電話 0538-44-3182

裏面を御覧ください。